

建設業就職イメージアップ動画の作成及び広報業務企画提案仕様書

1 委託業務名

建設業就職イメージアップ動画の作成及び広報業務

2 委託業務の目的

建設業界は慢性的な人手不足に加え、物価高騰や時間外労働の上限規制の適用開始など、取り巻く環境は厳しさを増しており、担い手の育成・確保が大きな課題となっている。

特に若手世代の人口減少は顕著であり、建設業界での29歳以下の就業者数は全就業者の約1割となっており、次世代への技術承継が大きな課題になっている。

建設業への入職者の減少と若手減少の原因として建設業が抱える3K（きつい・汚い・危険）などのマイナスイメージが挙げられる。

今後の担い手確保のためには、これから建設業界への入職を考える若者、転職者に対して、改善が進んでいる働き方を動画などでわかりやすく「見える化」することによってマイナスイメージの払拭を図っていくとともに、建設業のやりがいや、資格取得などにより成長できる環境、多様な仕事内容のおもしろさなど、建設業に就職することの魅力を発信していく必要がある。

こうした課題の解決に向け、本業務では、動画発信を通じて建設業界の就職先としてのイメージアップを図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務ターゲット

(1) (主として普通科の) 高校生

(2) 第二新卒等の若年の転職希望者

※その他上記ターゲットへの効果的な広報のために提案者が上記に加えて新たにターゲットを設定することも構わない。

例：普通科高校の保護者や教員等

5 委託業務の成果指標

本委託業務の成果指標は、「地域建設産業のあり方検討委員会（広島県）報告書」（以下「報告書」という。）中の下記の指標を用いる。

(※報告書は次のリンク先に掲載：<https://www.ciic.or.jp/topics/evaluation/post7528/>)

本業務は、建設業への就職におけるイメージアップを行うことを主目的とするものであるため、企画書の提案に当たっては、建設業の就職先としてのイメージアップの結果となる次の指標の向上に資する提案を行うこと。

【成果指標】

業務ターゲットのうち、就職先としての建設業の可能性（自分が就職したい、または家族など周囲の人に就職をすすめたと思ったこと）が「ある」と考える人の割合を、現状よりも5.2%増加させ、それを維持すること。

※成果指標の測定については、別途、発注者において実施する。

※現状、発注者の手持ちデータは下記の参考データのみであるため、業務ターゲットのうち10代に係るデータについては今後令和7年度中に調査した上でデータ推移の比較・検証を開始する。

【参考データ】(R6.8 調査)

- (1) 就職先としての建設業の可能性(報告書 p.185 図表 3-4-14) ~20代から70代の県内在住者現状(R6.8) ある:12.0% ない:88.0%
- (2) 就職先としての建設業の可能性(報告書 p.185 図表 3-4-14) ~ (1)のうち20代現状(R6.8) ある:18.5% ない:81.5%
※生データ(非公表)から発注者において算出

加えて、県の最終的な目標は建設業への入職者を増加させることにあるため、報告書中のその他指標を分析し、新たな成果指標を設定し、建設業全体のイメージアップや最終入職者の増加に資することを目的とする業務内容の提案も可能とする。

6 委託業務の内容

本業務では次の(1)から(2)を実施する。

動画広報をきっかけに委託業務の成果指標に資する効果が得られるよう、これら2つの業務の実施内容及び広報計画について提案すること。

また、「報告書」の第3部 資料編記載のアンケートデータの内容から、ターゲット層の分析やそれに関連した広報方法を提案すること。

また、建設業の担い手確保に係る県の取組は「建設業担い手確保に係る県の全体業務モデル」のとおりであり、本動画広報でも県の全体業務モデルとの関連を意識して提案を行うこと。

併せて、別添の建設業イメージアップ動画の作成及び広報業務参考資料にて、県の期待するロールモデル等を確認し、本業務実施による提案者が想定する視聴者のロールモデルも作成すること。

(1) 建設業の就職におけるイメージアップ動画の作成 上限金額:150万円程度

→委託業務の成果指標関連

ア 動画について

- ・ 建設業の就職におけるイメージアップに資する動画を提案すること。
委託業務の成果指標の達成のため、就職先の候補に建設業を挙げた理由(報告書 p.187 図表 3-4-17)、就職先の候補に建設業を挙げなかった理由(報告書 p.188 図表 3-4-18)、就職を考える上で重要な要素(報告書 p.189 図表 3-4-19)等の内容を加味した提案を行うこと。
- ・ クリエイティブ案等を提案し、実施すること。
- ・ 作成する動画は委託業務の成果指標記載の達成を目的としたものを作成すること。また、動画の種類、ターゲット別に分析し必要な動画の作成を提案すること。
- ・ 動画の種類及び作成本数は問わないが、成果指標の達成のために必要な本数及び広報効果を想定し、設定したターゲットや広報効果等を含めて提案すること。
- ・ ターゲットが動画の閲覧をしたくなるようなクリエイティブ、メッセージ及びコピーを提案すること。
- ・ 動画については、完成し次第順次納品すること。納品はDVDで行うこと。ただし、県と協議の上、大容量ファイル転送システムを利用することも構わない。

イ 動画の作成方法

- ・ 動画の撮影・編集に当たっては、事前に撮影の流れやイメージが分かるシナリオを作成し、県の確認を得ること。また、事業者(及びその従業員)の取材を行う場合は、県を通じて事業者と調整の上、当日の会場設営、撮影機材、資料の準備等を行うとともに、円滑な取材・撮影進行をおこなうこと。事業者との調整が可能であれば取材の回数は問わない。
- ・ 取材した画像・動画を編集・加工し、必要に応じてナレーション、音楽・音楽効果、スーパ

- ・テロップの挿入等の作業を行い、作成すること。
- ・各媒体に応じて、画角がスマホの画面に合わせて縦長になるようにするなど工夫し、文字や映像が切れないように調整すること。

(2) 視聴数向上のための広報業務

- ・本業務は動画の視聴を通じて、就職先としての建設業のイメージアップを目的としているため、視聴数を向上させるための広報の手法を提案すること。
- ・ターゲティング案、実施期間及び広報シミュレーション（媒体、予算配分、クリック数、クリック率、クリック単価、CV数、CV率、CV単価等を提案し、実施すること。
- ・動画広告の方法はインターネット、テレビ等媒体は問わない（複数でもよい）。
- ・必要に応じて県の公式のSNS媒体での広報も可能。その場合、掲載の二週間前までに掲載内容のデータを発注者へ送付すること。
- ・動画の再生回数等業務状況をモニタリングし、スピード感を持って状況に応じた的確に対応すること。
- ・成果指標の確認のためのモニタリング指標を提案し、委託期間中の指標の動きを報告すること。
- ・成果目標の達成状況等について、視聴回数、視聴単価等、モニタリング指標を提案し、分析しながら、定期的かつ県の求めに応じて報告するとともに、必要に応じて、改善策を提案し、県と協議の上、実施すること。
- ・事業終了時には事業の結果分析及び今後の展開について改善策提案を盛り込んだ「分析結果報告書」を速やかに提出すること。
- ・分析結果報告書では来年度以降の運用を見据え、業務の効果検証を実施し、提案されたシミュレーションとの比較、考察、次年度に向けた改善案、改修が必要な点等提案分析・報告を行うこと。
- ・必要に応じて、建設業魅力発信サイト内にランディングページを設置可能。ただし、職員がCMSで作成するので、ページの構成案と必要な素材を提供すること。

6 県 SNS 広報等の利用について

広報については、次の SNS は、県の承諾を得た上で、投稿も可能とする。

利用する場合は発注者へ投稿を依頼する動画を投稿時期の 2 週間前までに送付すること。

なお、利用可能な県公式サイト・SNS によっては、アカウントを管理している各課が定めている利用規約等を守るとともに、各アカウントの掲載判断及び必要な手続きを行う等の作業依頼に対応すること。

また、広報に要する場合、新規アカウントの発行も協議の上決定する。

(1) 利用可能な県公式サイト

●建設業魅力発信ページ

→【県公式】建設業魅力発信ページ

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kensetsugyo-miryoku/>

●「Go！ひろしま」サイト

→【県公式】就活スターティングサイト「Go！ひろしま」

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hiroshima-uij/>

●LINE 登録

→【県公式】就活応援 Go！ひろしま

<https://aura-mico.jp/qr-codes/45032/preview>

●Youtube チャンネル

→【県公式】ひろしま就活応援「Go!ひろしま」Youtube チャンネル
<https://www.youtube.com/@gohiroshima-uj>

●X (旧 Twitter)

→【公式】広島県 @hiroshima_pref アカウント
https://x.com/hiroshima_pref

→【公式】広島就活「Go!ひろしま」@uij_gohiroshima アカウント
https://twitter.com/uij_gohiroshima

●Instagram

→【広島県公式】就活サイト「Go!ひろしま」
https://www.instagram.com/gohiroshima_starting/

●Facebook

→【公式】広島県
<https://www.facebook.com/pref.hiroshima>

→就活応援 Go!ひろしま
<https://www.facebook.com/profile.php?id=61558975738678>

●TikTok

→【公式】広島県 @hiroshima_pref アカウント

7 実施体制の確保について

受注者は、委託業務の実施にあたり、必要な要員や資材等を確保・配置するとともに、責任者及び副責任者を明らかにすること。

8 委託業務の対象となる経費

委託業務の対象となる経費は、委託業務を遂行するために必要な経費の内、受注者における通常業務と区分して経理することが可能な経費とする。

(1) 経費区分

- ア 人件費
- イ 旅費
- ウ 通信運搬費
- エ オンラインツール使用料
- オ 通信機器・撮影機材等使用料
- カ 事務用品等消耗品購入費（購入金額が 10 万円未満のもの）
- キ 広告費、広告物制作・印刷費
- ク その他県が必要と認めた経費

(2) 留意事項

委託業務に係る会計帳簿類や支出内容を確認できる証拠書類を整備し、適正な会計処理を行うこと。

9 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

委託業務の一部を再委託しようとする場合には、再委託先ごとの業務の内容、業務の体系図及び

工程表、再委託先の概要及びその体制を明記したものを事前に書面で報告し、県の承認を得なければならない。

(2) 完了報告等

委託期間終了後、10日以内に業務委託完了報告書を県へ提出すること。

(3) 業務の履行に関する措置

ア 委託業務（再委託した場合を含む）の履行につき、著しく不相当と認められるときは、県は受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきことを要求することができる。

イ 受注者は、上記要求があった時は、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に県へ書面で通知しなければならない。なお、県からの要求をもってしても改善が望めないと認められるときは、契約を解除する場合がある。

(4) 機密の保持

受注者は、委託業務（再委託をした場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、委託業務の目的以外に利用、又は第三者に提供してはならない。また、委託業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。委託業務終了後も同様とする。

(5) 個人情報の保護及び情報セキュリティ

受注者は、委託業務（再委託をした場合を含む）を履行した上で個人情報を取り扱う場合は、広島県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年広島県条例第33号）、別記「個人情報取扱特記事項」及び「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守しなければならない。

(6) WEB 広告の利用

WEB サイト利用者の嗜好にあった広告配信が可能なコンテンツ連動型広告などを利用して、広告配信を行う場合は、社会通念上不適切と考えられるサイトへの掲載を排除するよう努め、掲載先サイトを定期的に確認すること。また、不適切サイトへの掲載が認められた場合には、直ちに県に報告するとともに、県の対応指示に従うこと。

(7) 肖像権、著作権等に関する取扱い

ア 委託業務により発生した成果物等について、肖像権及び著作権に係る紛争が生じた場合は、受注者においてその責を負うこと。

イ 肖像権及び著作権の関係で問題が生じないよう受注者において整理すること。使用料等の支払が必要な場合は、委託料の範囲内で受注者が負担すること。

ウ 委託業務により作成した資料及び動画については、県の判断により多種の広報媒体で使用する可能性があるため、委託期間終了後においても問題が生じないようにすること。

エ 委託業務により発生した成果物等に係る著作権、所有権その他の権利は県に帰属し、受注者は、県が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、著作者人格権を行使しないものとする。また、県は、本業務の趣旨に照らして適正と判断される場合は、第三者に本業務の成果物の使用（加工を含む。）を許諾できるものとする。

10 その他

(1) 受注者は、委託業務の進捗状況を定期的に報告し、県と連絡調整を十分に行い、円滑な業務実施を図ること。

(2) 受注者は、委託業務の執行にあたって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合には、直ちに県と協議・調整を行うこと。

(3) 受注者は、委託業務の実施過程で生じた事故や災害等については、大小に関わらず県に早急に報

告し、指示を仰ぐこと。

- (4) 契約の締結、委託業務の履行に必要な費用は、特段の定めのない限り、全て受注者が負担すること。
- (5) 委託業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合、県は受注者に協議を申し出る場合があり、受注者は委託料の範囲内において仕様の変更に可能な限り応じること。
- (6) 本仕様書に関して疑義を生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、両者協議の上、これを解決するものとする。
- (7) 委託業務の実施が厳しくなる場合には、直ちに両者協議の上、これを解決するものとする。また、中止の判断をした場合、それまでの準備に要した経費は、県が支払うこととする。